## 四国際開発センター

## 地方行政能力向上プロジェクトのデザインに欠けているもの

## ―フィリピンの事例から―

フィリピンでは、マルコス権威主義体制崩壊後に成立したアキノ 政権により、民主化と地方分権化の推進を謳った1987年憲法および 1991年地方政府法が制定され、行政権限、財源、人事権が大幅に地 方政府に移譲された。政策や全国プログラムはこれまでどおり中央 政府が策定するのだが、各地のニーズに基づき地方政府の計画立案 により提供されることとなった行政サービスは、農林水産業、保健、 インフラ整備、社会福祉、資源管理、環境保全、観光促進など多岐 にわたる。しかし、分権から20年たった現在も、地方行政サービス の質と量は十分とは言えず、地方政府の行政能力の欠如が課題とし て指摘され続けている。日本はこれまで様々な国・分野で地方行政 能力向上のための技術協力プロジェクトを実施してきたが、この種

の案件が中央・地方政治のあり方を敏 感に反映したものにならざるを得ない 中で、技術移転そのものの成果が数値 目標や実際の行政サービス改善に直結 しないことにもどかしさを募らせてい る。分権化のある程度進んだ、政治的 イニシアティブの強い国・分野で、技 術協力の効果とインパクトを高めるた めには、プロジェクト・デザインのど こを改善したらよいのか。IDCJは、こ のような問題意識に基づき、2010年度 自主研究事業の一環としてフィリピン を事例とする行政能力に関する調査を 実施した。

フィリピンでは、アメリカ統治の始まった20世紀初頭から中央・ 地方選挙が導入され議会による自治が認められた一方、当時、アメ リカ本国で官僚制が未発達であったことから、植民地経営の中核と なるべき官僚制が構築されなかった。こうした歴史的背景から、フ ィリピンの中央地方関係は、タイやインドネシアなど近隣諸国に比 べて「行政ルート」よりも「政治ルート」が強く、中央省庁が通達 や命令を津々浦々までいきわたらせて行政のミニマム・スタンダー ドを徹底させることができない。また、タイやインドネシアの内務 省のような強力な監督機関もない。地方政府内においても技官など 専門職員の地位は住民の直接選挙で選ばれた首長・議会議員(地方

の名家出身者が多い) に比べて圧倒的に低く、開発計画や予算は技 官の意見をほとんど取り入れることなく地方首長のトップダウンで 策定・実施される。地方政府職員は、空席ポストが生じた場合に、 各ポストの採用条件(学歴や資格、関連分野での勤務経験等)に応 じて各地方政府により雇用され、定期的な人事異動や確立された研 修制度はない。さらに、ポストに空席が生じない限り、何年でも同 一ポストにとどまるケースが多い。部局長職は地方首長による任命 (議会の承認を要する)であり、採用にも昇進にも地方首長の口添え が大きく影響する。

このような環境では、地方政府の専門職員のみを対象として、特 定分野の技術移転プロジェクトや他地域への波及を目的としたモデ

> ル構築型のプロジェクトを実施しても 効力は小さい。移転された技術や構築 されたモデルは、各地方政府の開発計 画や予算策定の意思決定者(地方首長 と議会)が活用しようと考えない限り、 現実には適用されないからである。職 員の多くは研修機会が少ないだけに新 しい技術や知識の習得に熱心であり、 他ドナーに比べて丁寧で実技の多い日 本の技術協力プロジェクトは高く評価 されているのだから、技術移転の成果 を持続・普及させるには、政情の変化 を恐れずに案件形成の段階から意思決

定者をプロジェクト・デザインに組み

込んでいくべきであろう。具体的には、首長や議員にも研修に参加 してもらう。プロジェクト活動を通じて自分の部下に何ができるよ うになったか確認してもらう。加えて、プロジェクトの成果を外部 に向けて発信する場に同席してもらう。シンプルな提案であるが、 これらを明示的に活動に組み込んでいる日本の技術協力プロジェク トは驚くほど少ない。フィリピンの現行制度下では、意思決定者自 身のオーナーシップを高め、当該分野の開発優先順位を上げられな い限り、移転された技術を実際には活かせない。この事実を冷静に

受け止めて案件形成に取り込んでいく覚悟が必要である。

(文責:IDCJ研究員 佐久間美穂)

